7 行財政計画の策定時点に試算した財政推計及び 健全財政の確保に向けた取組み【計画別】

(1) 行財政改革推進プラン (案) 平成 27 年 2 月・・・・・・・・・・ 5 5

(1) 行財政改革推進プラン (案) 平成27年2月

【特 徵】

「財政再建プログラム(案)」(平成20~22年度)や「財政構造改革プラン(案)」(平成23~25年度)では、粗い試算における要対応額を「目標額」として設定し、個別の事務事業の改革の効果を積み上げて「効果額」を算定し、実績を示してきました。

こうした過去の取組みにおいて、徹底した行財政改革を推進してきたことから、特定の事務事業や組織・人事上の課題については、見直しを行う余地が少ないため「行財政改革推進プラン(案)」(平成27~29年度)では、「財政構造改革プラン(案)」等と同様の手法は取らず、具体的な改革の取組みとあわせて、要対応額からどれだけ改善できるかを「取組額」として示す内容としています。

要対応額には、個別の事業見直し等の取組みとあわせ毎年度の予算編成における取組みを通じ対応するという手法を取っており、最終決算額が本プラン案の「成果」となります。

【①-1 財政推計の前提条件】※「財政状況に関する中長期試算(粗い試算)平成26年2月版」参照

<u>◎推計期間</u> : H27	年度~46 年度 <u>◎推計ベース</u> : H26 年度当初予算を基本として推計		せきとして事業としては、同間ししてUOOと時上で問題となる。と
【 歳出】 ○人件費	・現時点での定数削減計画を反映。		考えられる事業については、原則として H30 年度まで個別に積み上げを行った。 (H31 年度以降は、原則として H30 年度と同額)
	給与の特例減額 (H26 年度 50 億円) について、H27 年度は見込まず。		(1101 十及の件は、)(人対として1100 十及と同項)
○社会保障関係	・現制度下における社会保障関係経費を推計。これまでの実績を基に	【歳入】	
<u>費</u>	H29 年度までを推計、H30 年度以降は H29 年度と同額とした。消費	<u>○府 税</u>	・「中長期の経済財政に関する試算」(H26 年 1 月内閣府)で想定されている参考
	税増税に伴う社会保障充実分は、制度が不明のため H27 年度以降の増		ケースにおける名目 GDP 成長率より見込む。消費税は27年10月から税率10%になるものとして、法人二税の超過課税については継続と仮定した上で試算。
	を見込まず。(社会保障の充実に係る地方負担分は、交付税の基準財 政需要額に 100%算入)	○交付税等	・府税、社会保障関係経費及び公債費の推計を反映。消費税増税分は基準財政収
○公債費	・「中長期の経済財政に関する試算」(H26年1月内閣府)で想定されて	0 2 4 1 4 1 2 4	入額に 100% 算入。 臨時財政対策債は推計期間中毎年度発行を見込んだ。
	いる参考ケースにおける名目長期金利より見込む。 H24 年7月版で行	○一般歳入	・税関連歳入については府税の伸びに連動、財政収支への影響が大きいと考えら
	った公債費平準化は、臨時財政対策債は H28 年度発行分までを織り込		れる一般歳入については、原則として H30 年度まで個別に積上げを行った。 (H31 年度以降は、原則として H30 年度と同額)
○税関連歳出	み時点修正。 ・府税収入の見込み額から推計した。	○特定財源	(R31 午後50年は、原則として R30 午後と同報)・現行制度をベースに歳出連動とした。
<u>○ 代 </u>	・事業費が大きい又はその変動が大きく、財政収支への影響が大きいと	<u>○ 付え対 </u>	・財政調整基金の活用を見込まず。
<u> </u>	TAKE A TO COMMENTE OF A PARTY OF THE PARTY O		

【①-2 財政推計(平成26年2月試算)】※「財政状況に関する中長期試算(粗い試算)平成26年2月版」参照

※府税伸び率 ··· H27: +3.3%、H28: +2.0%、H29: +2.2% H30: +1.7%、H31~36: +1.8%、H37以降: ±0%

※金利設定 ··· H27:1.5%、H28:1.9%、H29~31:2.1%、H32~33:2.7%、H34:3.0%、H35以降:3.1%

(単位:億円)

大件費		年 度	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42
遠職手当以外					_			~ -	_										
接続							.,,	.,	.,,	.,	.,	.,	.,,	.,,	.,,	.,	.,,	.,	7,550
社会保障関係経費 3,988 4,140 4,310 4,470 1,710 1				000															630
 ☆債費 3.162 3.330 3.440 3.440 3.660 3.760 3.870 3.960 4.070 4.160 4.240 4.300 4.380 4.300 4.550 4.520 8.600 8.020 8.560 8.700 8.860 9.020 9.180 9.350 9.520 9.690 <li< th=""><th></th><th>· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·</th><th>- /</th><th>,</th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th>, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,</th><th></th><th>, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,</th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th>6,920</th></li<>		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	- /	,							, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,						6,920
機関連歳出 4,626 6,500 8,020 8,560 8,700 8,860 9,020 9,180 9,350 9,520 9,690 9,690 9,690 9,690 9,690 9,690 9,690 9,690 1 2 2,031 1,980 1,900 1,850 1,710		as the effe		_,	_,,,_,		_,_,_			_,_,		_,_,	_,_,		_,	_,		_,_,_,	4,470
世 投資的経費 2.031 1.980 1.900 1.850 1.710 1.	万																		4,410
公共			4,626	6,500	8,020	8,560	8,700	8,860	9,020	9,180	9,350	9,520	9,690	9,690	9,690	9,690	9,690	9,690	9,690
単独 771 730 690 660 590 5	L		2,031	1,980	1,900	1,850	1,710	1,710	1,710	1,710	1,710	1,710	1,710	1,710	1,710	1,710	1,710	1,710	1,710
一般施策経費 8.244 8.540 8.590 8.300 8.250 8.120 8.120 8.120 8.120 8.120 8.210 8.120			1,260	1,250	1,210	1,190	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120
(歳出合計) 30,433 32,770 34,460 34,680 34,750 34,810 35,020 35,200 35,430 35,750 35,970 35,940 36,000 35,900 36,140 36,080 所税・地方法人特別譲与税 13,235 14,860 16,280 16,910 17,190 17,490 17,790 18,100 18,410 18,730 19,040 19,040 19,040 19,040 19,040 20,040 交付税等(臨財債、減収補填債含む) 5,383 4,910 4,470 4,460 4,360 4,230 4,090 3,910 3,750 3,550 3,360 3,300 3,350 3,390 3,400 3,380 名 2,466 3,350 4,100 4,370 4,430 4,500 4,570 4,650 4,720 4,800 4,880 4,80 4,			771	730	690	660	590	590	590	590	590	590	590	590	590	590	590	590	590
所税・地方法人特別譲与税		一般施策経費	8,244	8,540	8,590	8,300	8,250	8,120	8,120	8,120	8,120	8,220	8,210	8,120	8,120	8,120	8,120	8,120	8,120
交付税等(臨財債、減収補填債含む) 5,383 4,910 4,470 4,460 4,360 4,230 4,090 3,910 3,750 3,550 3,360 3,300 3,350 3,390 3,400 3,380 - 般歳入 2,466 3,350 4,100 4,370 4,430 4,500 4,570 4,650 4,720 4,800 4,880 4,880 4,880 4,880 4,880 4,880 税関連歳入 2,036 2,960 3,720 3,980 4,050 4,120 4,190 4,270 4,340 4,420 4,500 4,500 4,500 4,500 4,500 4,500 - 松の他一般歳入 430 390 380 380 380 380 380 380 380 380 380 38		(歳出合計)	30,433	32,770	34,460	34,680	34,750	34,810	35,020	35,200	35,430	35,750	35,970	35,940	36,000	35,900	36,140	36,080	35,950
一般歳入		府税・地方法人特別譲与税	13,235	14,860	16,280	16,910	17,190	17,490	17,790	18,100	18,410	18,730	19,040	19,040	19,040	19,040	19,040	19,040	19,040
税関連歳入		交付税等(臨財債、減収補填債含む)	5,383	4,910	4,470	4,460	4,360	4,230	4,090	3,910	3,750	3,550	3,360	3,300	3,350	3,390	3,400	3,380	3,320
その他一般歳入 430 390 380 390 380		一般歳入	2,466	3,350	4,100	4,370	4,430	4,500	4,570	4,650	4,720	4,800	4,880	4,880	4,880	4,880	4,880	4,880	4,880
大 430 390 380 390 38	_	. 税関連歳入	2,036	2,960	3,720	3,980	4,050	4,120	4,190	4,270	4,340	4,420	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500
国庫支出金 府債(通常債) 2,422 長付金償還金等 2,430 5,870 5,870 5,870 2,410 5,820 5,870 2,390 5,870 5,770 2,340 5,820 5,870 2,340 700 700 5,820 5,870 2,340 700 700 5,820 5,780 2,310 700 700 5,640	万	□ ~ その他一般歳入	430	390	380	390	380	380	380	380	380	380	380	380	380	380	380	380	380
国庫支出金 府債(通常債) 2,422 2,430 2,410 2,390 2,340 2,330 2,310 2,310 2,300 2,300 2,290 2,290 2,300 2,290 2,300 2,290 2,290 2,300 2,300 2,300 2,300 2,300 2,300 2,300 2,300 2,300 2,300 2,300 2,300	_	特定財源	9,094	9,200	9,300	9,020	8,820	8,670	8,660	8,650	8,650	8,630	8,630	8,610	8,600	8,600	8,610	8,600	8,600
貸付金償還金等 5,829 5,870 5,770 5,820 5,780 5,640 5,640 5,640 5,630 5,630 5,610 5,610 5,610 5,610 (歳入合計) 30,178 32,320 34,150 34,800 34,890 35,110 35,310 35,530 35,710 35,910 35,830 35,910 35,930 35,900	/	国庫支出金	2,422	2,430	2,410	2,390	2,340	2,330	2,320	2,310	2,310	2,300	2,300	2,300	2,290	2,290	2,300	2,290	2,290
貸付金償還金等 5,829 5,870 5,770 5,820 5,780 5,640 5,640 5,640 5,640 5,630 5,630 5,610			843	900	1.120	810	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700
(歳入合計) 30,178 32,320 34,150 34,760 34,800 34,890 35,110 35,310 35,530 35,710 35,910 35,830 35,870 35,910 35,930 35,900		貸付金償還金等	5.829	5.870	· ·	5.820	5.780	5.640	5.640	5.640	5.640	5.630	5.630	5.610	5.610	5.610	5.610	5.610	5.610
単年度財源不足額(歳入一歳出) A ▲ 255 ▲ 450 ▲ 310 80 50 80 90 110 100 ▲ 40 ▲ 60 ▲ 110 ▲ 130 10 ▲ 210 ▲ 180		(歳入合計)	30,178	32,320	34,150	34,760	34,800	34,890	35,110	35,310	35,530	35,710	35,910	35,830	35,870	35,910	35,930	35,900	35,840
		単年度財源不足額(歳入一歳出) A	▲ 255	450	▲ 310	80	50	80	90	110	100	▲ 40	▲ 60	1 10	1 30	10	▲ 210	▲ 180	110

実質公債費比率	19.7%	20.5%	22.4%	22.4%	22.3%	20.9%	20.1%	20.0%	21.2%	22.6%	24.0%	24.4%	23.5%	21.7%	20.4%	19.8%	19.3%
減債基金復元積立額(H26 と同額) B	280	280	280	280	280	280	280	280	280	280	280	100	_	_	-	_	_
要対応額 (A + B) C	535	730	590	200	230	200	190	170	180	320	340	210	130	_	210	180	110
上記復元積立後の実質公債費比率	19.7%	20.5%	22.4%	22.2%	21.9%	20.3%	19.1%	18.7%	19.5%	20.2%	20.5%	19.6%	17.5%	15.2%	13.8%	13.0%	12.0%

【①-2 財政推計(平成26年2月試算)】※つづき

	年 度	43	44	45	46
	人件費	7,520	7,490	7,450	7,420
	退職手当	630	620	620	630
	退職手当以外	6,890	6,870	6,830	6,790
	社会保障関係経費	4,470	4,470	4,470	4,470
歳	公債費	4,620	4,000	3,840	3,640
	税関連歳出	9,690	9,690	9,690	9,690
出	投資的経費	1,710	1,710	1,710	1,710
	公共	1,120	1,120	1,120	1,120
	単独	590	590	590	590
	一般施策経費	8,120	8,120	8,120	8,120
	(歳出合計)	36,130	35,480	35,280	35,050
	府税・地方法人特別譲与税	19,040	19,040	19,040	19,040
	交付税等(臨財債、減収補填債含む)	3,270	3,230	3,190	3,130
	一般歳入	4,880	4,880	4,880	4,880
歳	税関連歳入	4,500	4,500	4,500	4,500
/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	その他一般歳入	380	380	380	380
入	特定財源	8,590	8,590	8,580	8,580
	国庫支出金	2,280	2,280	2,270	2,270
	府債 (通常債)	700	700	700	700
	貸付金償還金等	5,610	5,610	5,610	5,610
	(歳入合計)	35,780	35,740	35,690	35,630
单	在年度財源不足額(歳入一歳出) A	▲ 350	260	410	580

実質公債費比率	18.1%	16.2%	13.1%	10.9%
減債基金復元積立額(H26 と同額) B	_	_	_	
要対応額 (A + B) C	350	_	_	_
上記復元積立後の実質公債費比率	10.4%	8.8%	7.4%	6.9%

○ 直面する3年間(平成27~29年度)の要対応額【再掲】(単位:億円)

年 度	27	28	29
要対応額	730	590	200

【②-1 府の取組み(取組額)】※行財政改革推進プラン(案)平成27年2月P76参照

年 度	27	28	29
歳入歳出に係る取組み ※1			
事業規模等の精査	23	55	81
歳入確保	102	23	17
府有財産の活用と売却 (粗い試算【H26.2版】での見込み額上乗せ分)	16	10	5
個人府民税の徴収向上策の推進	3	3	3
府税収入の確保	18	10	9
その他	65		
公債費の平準化	50		▲ 50
小計	175	78	48
制度改正に係る取組み			
給与制度の総合的見直し(即時実施分)※2	111	105	75
合 計	286	183	123

^{※1} 今後の歳入歳出改革の取組み等により変動する可能性がある。

・給与制度の総合的見直しの実施(即時実施分)

平成 27 年度から給料表の改定 (平均 2.0%引下げ) に際し、国や府人事委員会の勧告と異なり、経過措置を設けず直ちに引下げることにより、歳出を削減。

^{※2} H27.1 時点の見込み。毎年度の府人事委員会勧告等により変動する可能性がある。

【②-2 今後の収支不足への対応】※行財政改革推進プラン(案)平成 27 年 2 月 P77 参照

これまでの改革の視点と取組みを継承しつつ、事務事業の徹底した精査・見直しに取り組むとともに、さらなる歳入確保に努めること等により、要対応額の縮減を図る。その上で、毎年の税収動向や、地方財政対策などを見極めながら、予算編成における取組み等を通じて的確に対応。

【③ 健全財政に向けた中長期での取組み】※行財政改革推進プラン(案) 平成 27 年 2 月 P82~83 参照

・減債基金積立不足額の計画的解消

10年以内(平成36年度まで)に減債基金積立不足額の計画的な解消 ※減債基金積立不足額(平成27年度末見込み) 2.502億円

- 府債の適切な管理
- ・将来世代に負担を先送りしない財政運営
- ・歳入(財源)の確保
- ・財政調整基金の確保

財政運営基本条例に基づく目標額(平成 36 年度末までに 1.450 億円)の達成に向け、着実に積立 ※財政調整基金残高(平成 27 年度末見込み) 833 億円

【(参考) H27~H28 職員数】※上記の「人員の削減」と下記「前年度比」欄は一致しない。

項目 / 年度 平 成 2.7 年 度			平 成 28	年 度	平 成 29 年 度(公表後記載予定)				
職員数	4/1 現在人数	前年度比	4/1 現在人数	前年度比	4/1 現在人数	前年度比			
一般行政部門	7,846人	(一 74人)	7,835人	(一 11人)	人	(人)			
教育部門	51,745人	(+415人)	52,200人	(+455人)	人	(人)			
(小計)	59,591人	(+341人)	60,035人	(+444人)	人	(人)			
警察部門	23,316人	(+ 83人)	23,352人	(+ 36人)	人	(人)			
(合計)	82,907人	(+424人)	83,387人	(+480人)	人	(人)			
備考									